

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000344 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2100005 号

第1 結論

昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの請求期間、同年 12 月の請求期間、昭和 55 年 3 月の請求期間、昭和 56 年 3 月の請求期間、同年 4 月から同年 9 月までの請求期間及び昭和 57 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 12 月
③ 昭和 55 年 3 月
④ 昭和 56 年 3 月
⑤ 昭和 56 年 4 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 57 年 3 月

私は、昭和 54 年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月から同年 7 月まで A 町立 B 小学校（現在は、C 市立 B 小学校）に非常勤講師として勤務した。同小学校の事務員が国民年金の加入手続をしてくれて、私自身が当時住んでいた A 町（現在は、C 市）において請求期間①の国民年金保険料を A 町役場で納付したと思う。また、その後、D 県内の複数の中学校において、非常勤講師又は期限付講師として勤務し、退職した際の国民年金の加入手続は私自身が行い、請求期間②から⑥までの国民年金保険料を同町役場又は郵便局で納付したと思う。各請求期間について納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①について、A 町立 B 小学校に非常勤講師として勤務していた当時、同小学校の事務員が国民年金の加入手続を行ってくれた旨主張しているが、当該小学校を管轄していた D 県 E 教育事務所は、当時の資料はなく、非常勤講師などの国民年金の加入手続については不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号が新規に払い出されるところ、社会保険事務所（当時）において、新規に払い出した手帳記号番号のほか、氏名、払出年月日等を記載した国民年

金被保険者台帳管理簿が作成されることとなるが、当該帳簿において払逐年月日欄にA町と記されている者で請求者が国民年金の加入手続をしてもらったとする昭和54年及びその前後の期間に（請求者が20歳に到達した昭和50年*月から住所をF市に異動した平成5年5月まで）請求者の氏名は確認できない。

さらに、上記確認に加え、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求期間当時、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、オンライン記録により、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は、請求者がD県E教育事務所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した「平成3年9月1日」

（後に、初めて被保険者となった日は「昭和61年4月1日」に訂正）であり、当該取得年月日は平成9年3月17日付けで処理されていることが確認できることから、請求者は平成9年3月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、当該加入手続が行われた時点において請求期間①から⑥までの期間は、国民年金未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

なお、C市は、保存期限経過のため、請求期間当時の資料はなく、当時の国民年金の加入手続の取扱い、国民年金保険料が納付できた場所等は不明である旨回答している上、C市立B小学校は、当時の資料がないことから、非常勤講師などの国民年金の加入手続については不明である旨陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。